

介護保険サービス提供事業者原油価格・物価高騰対策支援金

交付申請手続きのご案内

1.対象事業者

介護保険サービス提供事業者原油価格・物価高騰対策支援金（以下「対策支援金」という）は、次のすべての要件を満たす介護事業者を対象に交付します。

交付対象サービス事業所

在宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護
通所リハビリテーション、短期入所生活介護（単独型に限る）、
特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援
地域密着型：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
サービス 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

上記の豊島区内に所在する介護保険サービス提供事業所で以下の①②に当てはまる事業所

- ① 令和4年10月1日時点で指定又は許可を受けていること。（休止中を除く）
 - ② 令和4年4月から令和4年9月までの間（令和4年5月以降に指定又は許可を受けた事業所については、指定又は許可を受けた月から令和4年9月までの間とする。）、豊島区の被保険者に対して継続的に介護保険サービスの提供実績があること。ただし、みなし指定によりサービスの提供が可能な、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの各サービスについては、豊島区の被保険者に対するサービス提供実績が以下の要件を満たしていること。
- 上記の期間に提供したサービス提供実績が以下に示した要件を満たしていること。
- ・訪問看護
期間中のサービス提供の単位数（予防含む）が月平均 28,200 単位以上あること
 - ・訪問リハビリテーション
期間中のサービス提供の単位数（予防含む）が月平均 18,420 単位以上あること
 - ・通所リハビリテーション
1か月のサービス提供回数（予防含む）の平均が定員数×1/4×営業日数以上あること

2.交付金額 事業所毎に異なります。別紙をご確認ください。

3.申請受付期間 令和4年11月1日(火)～令和4年11月30日(水)

※郵送で提出ください。持参はしないでください。(〆切消印有効)

4.申請方法

以下の申請書類を下記郵送先へご送付ください。

- ①「介護保険サービス提供事業者原油価格・物価高騰対策支援金申請書兼請求書(表裏あり)」
- ②振込金融機関の通帳の写し(振込先を確認できるもの)

【注意】

- 対策支援金の申請者は、事業者である法人の代表者となります。
- 同一住所に複数の介護サービス事業所がある場合、1枚にまとめて申請してください。

〒171-8422
豊島区南池袋 2-45-1
豊島区役所 介護保険課 管理グループ
対策支援金担当 行

5.スケジュール

- 11月上旬 ホームページ、事業者向けサイトで事業内容・申請書様式等周知、受付開始
※郵送のみの受付となります。
- 11月30日(水) 対策支援金申請締切日(当日消印有効)
- 12月中旬～下旬 交付決定通知書を事業所へ送付。
- 12月下旬～1月中旬 対策支援金交付(口座振込)

- 6.その他** 障害者(児)福祉サービス事業を実施している場合、同様の支援金が支給されますが、
障害福祉課へ別途申請が必要となります。詳細は区のホームページでご確認ください。

問い合わせ先 豊島区役所 介護保険課 管理グループ
電話 03-3981-1942(直通)
F A X 03-3981-6208

介護保険サービス提供事業者原油価格・物価高騰対策支援金 支援金額

区分	対象事業者	支援区分	定員一人当たり基本額	支援金額※4
通所系事業者	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護	光熱費	10,000円	定員※1 一人当たり基本額に利用定員数を乗じて得た額
		車両燃料費 ※2	5,000円	定員※1 一人当たり基本額に利用定員数を乗じて得た額
		食材費 ※3	3,000円	定員※1 一人当たり基本額に利用定員数を乗じて得た額
入所系事業者	短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	光熱費	25,000円	定員一人当たり基本額に利用定員数を乗じて得た額
		食材費	11,000円	定員一人当たり基本額に利用定員数を乗じて得た額
利用定員のない事業者	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援	光熱費	—	—事業所当たり45,000円
	訪問入浴介護	光熱費 車両燃料費	—	—事業所当たり45,000円に所有する訪問入浴車1台につき35,000円を乗じた金額を加えた額

※1 小規模多機能型居宅介護については、通いの利用者の受け入れ上限人数とする

※2 希望する利用者に対して車両送迎を行っている事業所に限る

※3 希望する利用者に昼食の提供を行っている事業所に限る

※4 令和4年10月1日時点での定員数等により算出

令和4年5月以降に指定又は許可を受けた事業所については上記により算定された額を12で除して得た金額に、事業開始月から令和5年3月までの月数を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)

※5 1事業所当たりの支給上限は200万円とする